

四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2池花地区地区整備計画区域の項住宅地区の目中「長屋住宅、寄宿舍又は下宿」を「寄宿舍、下宿又は長屋」に改め、同項利便地区の目中「利便地区」を「利便地区A」に、「長屋住宅、寄宿舍又は下宿」を「寄宿舍、下宿又は長屋」に改め、同目の次に次のように加える。

利便地区 B	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	200㎡	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	—
-----------	---	------	---	---

別表第2めいわ地区地区整備計画区域の項一般住宅地区Aの目中「一般住宅地区A」を「一般住宅地区」に改め、同項一般住宅地区Bの目を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。